（輸送課の所掌事務）

第五十条　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る道路の補修に関すること。

（管理課の所掌事務）

第五十一条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

第五十二条　（略）

（土壌再生利用推進課の所掌事務）

第五十三条　土壌再生利用推進課は、福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関する事務（環境再生・廃棄物対策部及び管理課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第五十四条～第五十六条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第五十七条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第五十九条に基づき、第四十三条第一号から第七号、第四十四条第一号から第四号、第四十五条第一号から第十一号及び第五十条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第五十八条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
（略）	（略）	（略）
第四十三条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第五十九条　（略）

附　則

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十五条第一項の総務課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十五条第一項の渉外広報課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十五条第一項の企画課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十五条第一項の経理課は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（輸送課の所掌事務）

第五十条　輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新規）

（管理課の所掌事務）

第五十一条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新規）

（新規）

（新規）

一・二　（略）

第五十二条　（略）

（新規）

第五十三条～第五十五条　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第五十六条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第五十八条に基づき、第四十二条第一号から第七号、第四十三条第一号から第四号、第四十四条第一号から第十一号及び第五十条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第五十七条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
（略）	（略）	（略）
第四十二条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第五十八条　（略）

附　則

（次長の設置期間の特例）

第二条　第一条の次長は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（放射能汚染対策課の設置期間の特例）

第三条　第七条第一項の放射能汚染対策課は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第六条　第三十四条第一項の総務課は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第七条　第三十四条第一項の渉外広報課は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第八条　第三十四条第一項の企画課は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第九条　第三十四条第一項の経理課は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。